

[事案 22-15] 契約転換無効確認請求

平成 23 年 3 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

契約分割及び一部転換にあたり、保障内容等について説明を受けていないとして転換前の契約に戻して欲しいと申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 6 月、終身保険（平成 4 年加入）を分割し、医療終身保険への一部転換を行ったが、下記の通り説明義務違反があったことから、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 分割した契約（転換前契約）について、予定利率が高い終身部分が 1000 万円から 300 万円に減額され、解約返戻金が減ることの説明を受けていない。
- (2) 転換後契約の特約について、10 年後に更新され保険料が上がることの説明を受けていない。
- (3) 分割した契約（転換前契約）の保険料払込期間は 60 歳であったが、転換後契約は 69 歳になっている。
- (4) 契約転換の 1 ヶ月後、相手方に就職するための面接を行ったが、その際、通院していて投薬を受けている事実を営業職員に伝えたところ採用を断られた事実があり、この時点で相手方会社は告知書の告知内容と異なることを認識したのであり、転換契約を取り消す義務があった。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の申し出に応ずることはできない。

- (1) 契約分割及び分割後の保険契約一部転換手続の際、比較提案書を交付し、同提案書において保障額、解約返戻金額について説明を行っている。
- (2) 「注意喚起情報+ご契約のしおり一定款・約款」を手交するとともに、保障額等についての重要事項に関する説明を行っている。
- (3) 「意向確認書」によって、契約分割および分割後の保険契約一部転換が申立人の意向に合致していることを確認している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等書面の内容等にもとづき審理した結果、下記のとおり、本件申立内容は認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 説明義務違反について

申立人の法的主張は、説明義務違反による消費者契約法 4 条に基づく契約の取消であると理解し検討すると、下記のとおり、説明義務違反があったとは判断できず、申立人の取消しの主張は認められない。

- ① 申立人が提出した「お申込内容 お客様控」と題する書面によれば、存続契約が終身保険であって死亡等の保障金額 300 万円であること、転換後契約の終身医療保険（主契約）が死亡等の保障金額 10 万円であることがそれぞれ明記されており、当該

文書には、解約返戻金額も明記され、かつ、申立人提出の「将来受取額のご説明」と題する書面でも解約返戻金額の計算が記載されている。

- ②申立人も認めるとおり、募集人により当該受取金額にマーカが付されており、契約時に解約返戻金の説明もなされたことが推認できる。
- ③従って、契約時に当該契約の説明がなされていたことが推認されるとともに、仮に口頭での説明がなくとも、当該文書でその内容は十分に確認できることが認定できる。

(2)告知義務違反による解除について

告知義務違反を理由とする解除をするか否かは約款上、相手方の判断に委ねられており、契約者(申立人)には解除を主張し、あるいは解除を求める法的権利はないことから、申立人の主張は認められない。